

平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算

平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,546千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月4日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	19,992	△4,840	15,152
	1 使用料	19,920	△4,840	15,080
2	県支出金	12,293	△125	12,168
	1 県補助金	12,293	△125	12,168
3	繰入金	8,889	1,037	9,926
	1 一般会計繰入金	8,889	1,037	9,926
4	繰越金	77	1,382	1,459
	1 繰越金	77	1,382	1,459
	歳 入 合 計	41,257	△2,546	38,711

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	29,373	31	29,404
	1 施設管理費	28,771	151	28,922
	2 研究研修費	602	△120	482
2	医業費	11,384	△2,577	8,807
	1 医業費	11,384	△2,577	8,807
	歳 出 合 計	41,257	△2,546	38,711

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△4,840千円

1 項 使用料

△4,840千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務使用料	19,920	△4,840	15,080
計	19,920	△4,840	15,080

2 款 県支出金

△125千円

1 項 県補助金

△125千円

2 医療施設等設備整備費補助金	827	△125	702
計	12,293	△125	12,168

3 款 繰入金

1,037千円

1 項 一般会計繰入金

1,037千円

1 一般会計繰入金	8,889	1,037	9,926
計	8,889	1,037	9,926

4 款 繰越金

1,382千円

1 項 繰越金

1,382千円

1 繰越金	77	1,382	1,459
計	77	1,382	1,459

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 診療報酬	△4,840	診療報酬 △4,840

1 へき地医療設備整備費補助金	△125	へき地医療設備整備費補助金 △125
-----------------	------	-----------------------

1 一般会計繰入金	1,037	一般会計繰入金 1,037
-----------	-------	------------------

1 繰越金	1,382	前年度繰越金 1,382
-------	-------	-----------------

3 歳 出

1 款 総務費 31千円

1 項 施設管理費 151千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 28,771	千円 151	千円 28,922	千円	千円	千円	千円 151
計	28,771	151	28,922	0	0	0	151

節		説明	金額
区分	金額		
4 共済費	千円 39	社会保険料	千円 39
7 賃金	△72	臨時雇賃金	△72
11 需用費	184	修繕料	73
		光熱水費	111

1 款 総務費 31千円

2 項 研究研修費 △120千円

1 研究研修費	602	△120	482				△120
計	602	△120	482	0	0	0	△120

14 使用料及び賃借料	△120	有料道路使用料	△120
-------------	------	---------	------

2 款 医業費 △2,577千円

1 項 医業費 △2,577千円

1 医療用機械器具費	3,324	△272	3,052	△125			△147
2 医療用衛生材料費	7,800	△2,305	5,495				△2,305
計	11,384	△2,577	8,807	△125	0	0	△2,452

18 備品購入費	△272	医療用器具購入費	△272
11 需用費	△2,305	医薬材料費	△2,305